久御山町下水道排水設備指定工事業者の指定申請手続きについて

1　申請受付期間

随時受付（郵送不可）

2　審査結果の通知

各月の末日で締め切り、翌月の末日までに通知します。

3　指定の要件

(1)　責任技術者が１名以上専属していること。

(2)　工事施工に必要な設備及び器材を有していること。

(3)　京都府内に営業所があること。

(4)　次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア　工事業者（法人にあっては代表者）が破産手続き開始の決定を受けて復権していない場合

イ　工事業者（法人にあっては代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

ウ　工事業者（法人にあっては代表者）が、責任技術者の登録の取り消しを決定され、京都府下水道協会の登録を取り消されてから２年を経過していない場合

エ　工事業者が、指定工事業者の指定を取り消されてから２年を経過していない場合

オ　工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

カ　法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合

4　指定の申請に必要な書類

(1)　下水道排水設備指定工事業者申請書（様式第１号）

(2)　個人の場合は、住民票記載事項証明書、経歴書及び破産者でないことを証する書類（誓約書）

(3)　法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し、代表者の住民票記載事項証明書、経歴書及び破産者でないことを証する書類（誓約書）

(4)　営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第１号の２）

(5)　専属する責任技術者の名簿（様式第２号）及び雇用関係を証する書類

(6)　専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証（京都府下水道協会が交付した「責任技術者証」）の写し

(7)　工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

(8)　既に久御山町以外で指定を受けている場合は、指定工事業者証の写し

5　指定の登録手数料

１０，０００円

6　指定の有効期間

指定を受けた日から５年。ただし、随時受付分は５年以内

申請書提出についての注意点

〇申請書を提出する時は、ファイル等をつけないでそのまま提出して下さい。

〇久御山町下水道排水設備指定工事業者の指定（更新）申請の受付及び確認書により提出書類を確認して下さい。(該当箇所に〇を付けて下さい)

〇提出書類は、受付及び確認書を一番上にして確認書の順番にして下さい。

〇指定の登録手数料は審査結果通知書に同封する納付書により納付して下さい。

〇責任技術者証の発行者名は平成 23 年 7 月 1 日以降発行分から日本下水道協会京都府支部から京都府下水道協会となっています。

〇指定を受けられた場合は、久御山町下水道排水設備業者の順守事項を順守して頂きます。

久御山町下水道排水設備指定工事業者の指定(更新)申請の受付及び確認書

受付日　令和　　年　　月　　日

業者名等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指定の申請(更新)に必要な書類	押印の有無		書類の有無	
下水道排水設備指定工事業者指定申請（様式第１号）	有	無	有	無
申請者（法人の場合は代表者）の住民票記載事項証明書（住民票）	－	－	有	無
法人の場合は商業登記簿謄本	－	－	有	無
法人の場合は定款の写し	－	－	有	無
申請者（法人の場合は代表者）の経歴書	有	無	有	無
誓約書	有	無	有	無
営業所の平面図及び付近見取図（様式第１号の２）	－	－	有	無
営業所の写真（外部、内部が分かるもの数枚）	－	－	有	無
専属する責任技術者の名簿（様式第２号）	有	無	有	無
責任技術者証の写し（京都府下水道協会発行）	－		有	無
専属を確認できるもの ・　雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し ・　従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書等の写し	－	－	有	無
設備及び器材調書及び写真	－	－	有	無
既に久御山町以外で指定を受けている場合は、指定工事業者証の写し	－	－	有	無

久御山町下水道排水設備指定工事業者指定(更新)申請受付票

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＊　久御山町下水道排水設備指定工事業者指定(更新)
申請に係る申請を受け付けました。
書類等の精査により不備がある場合は、連絡する
ことがありますのであらかじめご了承ください。

受付印

様式第１号

年　　月　　日

下水道排水設備指定工事業者指定申請書
（新規・更新）

（あて先）久御山町長

申請業者	ふりがな 商号	
	ふりがな 代表者住所・氏名	電話　　（　　）
	ふりがな 営業所所在地	電話　　（　　） ＦＡＸ　　（　　）

〔添付書類〕

１　申請者（法人の場合は代表者）は、破産手続開始の決定を受けて復権していないことを証する書類
２　申請者（法人の場合は代表者）の住民票記載事項証明書及び経歴書
３　法人の場合は、商業登記簿謄本及び定款の写し
４　営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第１号の２）
５　専属する責任技術者の名簿（様式第２号）
６　工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

経歴書

令和　　年　　月　　日

（あて先）久御山町長

住所

氏名

私は、久御山町下水道排水設備指定工事業者の指定申請に係る経歴について、下記のとおり申告します。

記

<table>
<tr><td rowspan="8">経
歴</td><td rowspan="2">資格認定
最終学歴</td><td colspan="2">学校名</td><td>専攻学科名</td><td>卒業年月</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>年　　月</td></tr>
<tr><td rowspan="7">実
務
経
歴</td><td colspan="2">職務内容</td><td>在職期間</td><td>勤務先名</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>年　月～　年　月</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>年　月～　年　月</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>年　月～　年　月</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>年　月～　年　月</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>年　月～　年　月</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>年　月～　年　月</td><td></td></tr>
</table>

＊　虚偽の申告をされますと、指定工事業者として指定した後でも、指定を取り消す場合がありますので、事実のままお書き下さい。

誓　　約　　書

（あて先）久御山町長

誓約者が久御山町下水道排水設備指定工事業者規程第３条第１項第４号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

申請者

氏名又は名称

住　　所

代 表 者 氏 名

様式第１号の２

営業所の平面図及び付近見取図
平面図 面積　　㎡
付近見取図 線　　駅下車　　バス・徒歩　　分

（注）１　営業所の写真は、外部及び内部の状況が分かるもの数枚
２　平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
３　付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れて分かりやすく記入すること。

様式第２号

年　　月　　日

専属する責任技術者の名簿
（新規・更新）

（あて先）久御山町長

指定（登録）番号　第　　号
商　　号

営 業 所 所 在 地　〒

電話　　（　　）

代 表 者 氏 名

専属者氏名（ふりがな）	住所	登録番号	摘要
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	

添付資料
１　責任技術者証の写し
２　専属を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ
(1)　雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
(2)　従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書等の写し

専属者氏名（ふりがな）	住所	登録番号	摘要
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	

設備及び器材調書

種別	名称	単位	数量	備考

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

久御山町下水道排水設備指定工事業者の指定（更新）を受けられた皆様へ

この度、久御山町の下水道排水設備指定工事業者の指定（更新）を受けられましたが、以下の事を順守して下さい。

順守されない場合は、指定を取消たり、一時停止する場合がありますのでご注意ください。

記

（指定工事業者証）

1　営業所内の見やすい場所に掲げてください。

2　き損又は紛失したときは、直ちに再交付をうけてください。

3　指定を取り消されたときや、一時停止されたときは遅滞なく返納してください。

（責務及び順守事項）

1　下水道に関する法令、条例、規則その他町長が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工してください。

2　施工の申し込みを受けたときは、正当な理由がない限り拒むことはできません。

3　工事は適正な工費で施工し、契約に際しては、工事金額、工事期限、その他の必要な事項を明示してください。

4　工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託したり、請け負わすことはできません。

5　指定工事業者としての自己の名義を他の業者に貸与してはなりません。

6　工事は、排水設備工事の計画に係る町長の確認を受けたものでなければ着手出来ません。

7　工事は､責任技術者の管理のもとにおいてでなければ設計及び施工は出来ません。

8　工事が完了した時は、５日以内に完了検査を受けてください。

9　工事の完了後１年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければなりません。

10　災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して町長から協力要請があった場合は、これに協力していただきます。

（指定工事業者の指定の辞退及び異動の届出義務）

1　営業を廃止及び休止しょうとするときや、指定の要件を欠いたときは、直ちに指定辞退届を提出してください。

2　次の各号に１つに該当することとなったときは、速やかに異動届を提出してください。

(1)組織を変更したとき。

(2)代表者に異動があったとき。

(3)商号を変更したとき。

(4)営業所を移転したとき。

(5)専属する責任技術者に異動があったとき。

(6)住居表示、電話番号に変更があったとき。

（その他）

1　町長が開催する事務連絡会には出席していただきます。

2　町長が必要に応じ行う業務状況の監査には、正当な理由がない限り、拒んだり妨害することはできません。また、監査の結果、町長が適切な措置を命じた場合は、これに応じなければなりません。